

発表日 2021/11/30

タイトル 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

～4月から中小事業主の「パワハラ防止措置」が義務化されます～

担当 経済産業部就業支援局労働雇用政策課

連絡先 労働政策班 勝間田

TEL 054-221-2338



12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！ ～4月から中小事業主の「パワハラ防止措置」が義務化されます～

厚生労働省では12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定めています。

働く誰もが能力を発揮し、活躍できる職場にするためには、ハラスメント対策が重要です。

また、令和4年4月からは、中小事業主における「パワハラ防止措置」が義務化されます。

県では、下記労働相談窓口において、ハラスメントに限らず、事業主・労働者の双方からの様々な相談に応じていますので、ぜひ御相談ください。

1 職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置 (大企業はすでに措置義務あり、中小企業は令和4年4月から義務化)

(1) 事業主の方針等の明確化、周知・啓発

行為者への対処内容・方針を就業規則等へ規定し、従業員へ周知・啓発 など

(2) 相談等に適切に対応するために必要な体制の整備

相談窓口を設置し、労働者に周知すること など

(3) 事後の迅速かつ適切な対応

事実関係の迅速・正確な把握と労働者への報告、配慮措置 など

(4) あわせて講ずべき措置

相談者・行為者のプライバシーを保護するために必要な措置 など



※詳細は添付の静岡労働局リーフレットを御覧ください。

なお、静岡労働局公式YouTubeチャンネルでは措置義務の解説動画を掲載しています。

(<https://www.youtube.com/channel/UCZwV6fh3mDxRkaBwY59187A>)

2 相談窓口

■静岡県の労働相談窓口

月～金（土日祝日を除く）9：00～12：00、13：00～16：00

☎ 0120-9-39610（フリーアクセス）

※ 携帯電話、IP 電話の方は、下記県民生活センターに直接お掛けください。

相談・申請窓口	電話番号	所在地
東部県民生活センター	055-951-9144	沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル2階
中部県民生活センター	054-286-3208	静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階
西部県民生活センター	053-452-0144	浜松市中区中央1-12-1 浜松総合庁舎3階

■国の相談窓口

ハラスメント対応特別相談窓口（静岡労働局）

令和3年12月1日～令和4年3月31日（月～金（土日祝日を除く）8：30～17：15）

☎ 054-252-5310（静岡労働局雇用環境・均等室）